

令和 8 年度 浦添市上下水道料金等審議会(第 4 回) 議事要旨

場 所	浦添市上下水道庁舎 3 階会議室			
日 時	令和 8 年 9 月 4 日（金） 14：00 ～ 15：35			
提示資料	会次第、これまでのおさらい・補足説明、答申案、改定料金表			
出 席 者（出席数 5 人、欠席数 1 人）				
委 員	平敷 徹男（会長）	○	照屋 冴子	○
	秋田 繁一（副会長）	○	平良 秀樹	×
	又吉 隆	○	譜久原 みどり	○
事 務 局	上下水道部長、経営企画課長、水道総務課長、営業課長、工務課長、 工務課技幹、経営企画課職員			

議 事
1. これまでのおさらい・補足説明 2. 答申案について

【議事に対する質疑応答、意見及び結論の概要】

[事務局]	議事の説明 1. これまでのおさらい・補足説明
[委員]	7 頁にある総括原価とは何か。
[事務局]	第 3 回審議会の資料 3 の 6 頁に少し記載がある。水道事業の場合は総括原価、下水道事業の場合は使用料対象経費といい、内容はほぼ同じになる。これは料金を算定する期間の中で必要な総費用を算出したものである。総費用の内訳が資料 3 の 6 頁の表にあり、料金算定期間中にどの費用がどれぐらいかかるかを載せている。
[委員]	6 頁の表について、人件費の上昇を抜いた理由は何か。
[事務局]	経営戦略自体を変更しない方向で考えているためである。人件費の上昇まで考慮すると経営戦略自体を全体的に見直さないといけなくなるため、現時点で見込まれている県の料金単価だけを変えたもので試算した。
[事務局]	答申案の読み上げ 浦添市水道料金及び下水道使用料等の適正について 1) はじめに
[委員]	資料 3 第 2 段落の上から 5 行目「浦添市の費用負担は年間約 9 千万円増加することが見込まれ」とあるが、資料 2 の 7 頁に「資産維持費 7,700 万円を確保できる」とあった。これらの金額は関係があるのか。
[事務局]	令和 7 年度決算値の排水量に対して、県の単価改定額である 8 円を掛けた金額が 9 千万円になる。また、資産維持費については、毎年 7,700 万円の利益をあげれば積み立てることができるという考えなので、直接的な関係はない。
[事務局]	答申案の読み上げ 浦添市水道料金及び下水道使用料等の適正について 2) 答申内容
	(意見等なし)

[事務局] 答申案の読み上げ 浦添市水道料金及び下水道使用料等の適正について 3) 審議内容	
[委員] 第3段落の上から2行目「経営戦略との乖離が生じていることが明らかとなりました」について、県の単価改定がなくても乖離が生じていたのではないかと。また、県の単価改定についてはまだ正式に確定しておらず、現時点では改定があると仮定した上で乖離が生じるだろうということなので、今の現在形の表現から変えた方がよい。	
[事務局] 経営戦略は令和6年度に改定しており、令和7年度の決算値においてフォローアップをした段階で水量が4%落ち、人件費は上がっていることを確認できたが、事務局側としてはこれをもって経営戦略との乖離という認識ではない。今回の料金改定の大きな要因は県の単価が上がることなので、単価が上がらなければ、経営戦略は単年度のフォローアップのみであるのでそのままの状態の様子を見ようと考えていた。県の単価改定が見込まれており、それを上乘せしたら現行の経営戦略との乖離が出てくるという意味合いである。	
[委員] 資料2の3頁に「経営戦略の目標との乖離を解消するためには2%の改定が必要」とあるが、これは県の維持管理負担金の値上げ分を含まなくても2%ということなのか。	
[事務局] 維持管理負担金を50円から58円に変えた上で2%ということである。	
[委員] 改定が予定されていることがわかるような文言が入れられないか。	
[事務局] 「単価改定が行われた場合には、経営戦略との乖離が生じることが明らかになりました。」という表現に修正する。	
[事務局] 付帯意見(4)でも同様のことについて記載している。この付帯意見と併せるような形で「行われた場合には」という表現に修正する。	
[委員] 第3段落の下から3行目「市民・利用者の負担への配慮」について、3頁の使用料金改定表にどのように表現されるのかが気になる。料金改定表についての説明もあるのか。	
[事務局] 改定料金表では、現行料金に3%を掛けた金額が改定後の料金になっている。	

	全ての単価に 3%を掛けていますので、使用水量が大きい単価の区分は現行料金と改定料金の差額が大きくなるような料金体系になっている。使用水量が大きいということは料金を負担する能力も大きいということになるので、そのような区分に料金値上げ分を負担してもらうという考えで作られている。
[委員]	下水道使用料の用途別について確認したいが、連合用は家事用と業務用のどれにあたるか。
[事務局]	一般家庭は家事用と連合用、事業者は業務用になる。
[委員]	大型のマンションなどは連合用か。
[事務局]	はい、そうです。連合用の基準は、1つの建物につき1つのメータで検針していることである。メータが個別に付いている所は家事用になる。
[委員]	家賃と一緒に水道料金を支払う所は連合用か。
[事務局]	はい。
[委員]	1つの建物の中に家事用と業務用が一緒に入っているパターンはどうなるか。
[事務局]	例えば1つの建物の中に全10部屋あり、業務用に該当する所が6部屋入っている場合は業務用での料金を徴収する。比率によって変わる。
[委員]	下水道事業について、市民はほとんど知らないと思う。下水の排水の仕組みと使用料の算定方法について、パンフレットなどで周知したら市民にわかりやすいのかと思う。
[委員]	連合用と家事用の料金は同じように 1 m³につき何円という計算がされていると思うが、例えば1つの建物に全10部屋あって全体で計算した場合、超過料金の単価が大きくなるのか。
[事務局]	建物に対する排水量を世帯数で割った排水量に応じた単価で計算するので、過度に取るということはない。
[事務局]	第3段落の下から3行目「市民・利用者への配慮」に関連して、資料4の現行料金と改定料金の比較表は小数点以下切り上げで計算がされており、水量1～8 m³の改定率が高めに設定されている。基本料金 660 円・差額 20 円から基本料金 659 円・差額 19 円にすると改定率が抑えられるので、小数点以下切捨

	てで1円減額する設定を行ってもよろしいか。
[委員]	改定率が約3%ということであれば、事務局の案で良いと思う。
[事務局]	答申案の読み上げ 浦添市水道料金及び下水道使用料等の適正について 付帯意見
[委員]	(1)の「単価改定の適用時期に合わせて施行すること」と「3か月以上の周知期間」について、県の改定適用時期はいつわかるのか。
[事務局]	県は9月議会で決まる予定である。
[委員]	市議会は12月で決まるのか。
[事務局]	はい。その予定です。
[会長]	それでは、この答申案の内容をそのまま市長にお渡ししてもよろしいか。また、内容の変更に至らない軽微な修正、言い回し、レイアウト等については、会長と事務局の方に一任させていただいてよろしいか。
[委員]	(委員了承)

以上